

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：15501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780012

研究課題名(和文) 信頼保護原則による立法者の憲法的統制理論の構築 財産権の現存保障の観点から

研究課題名(英文) Theory of constitutional control of legislation by the principle of the protection of legitimate expectations

研究代表者

平良 小百合(Taira, Sayuri)

山口大学・経済学部・講師

研究者番号：00631508

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、信頼保護原則について憲法の観点から検討を行い、同原則による立法者の統制理論を構築することを目的として行われた。
立法者は、一方で、社会的状況の変化に合わせて臨機応変に制度を改変していくという任務を有している。他方で、既得の権利(本研究では、特に財産権に着目した)の保障にも配慮しなければならない。信頼保護原則は、このような両方の要請を適切に調整するための枠組みを与えうる原則であることをドイツ法との比較研究を通じて明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research aimed to analyze the principle of the protection of legitimate expectations from a constitutional point of view and to construct the theory of control of legislation by this principle.
On the one hand the legislature must change the legal institution according to social circumstances, and on the other hand it must consider the guarantee of vested rights (esp. property right). It clarified through the study of German law that the principle of the protection of legitimate expectations can give the framework by which the legislature balances both duties.

研究分野：憲法学

キーワード：信頼保護 財産権 現存保障 憲法 ドイツ 公法学

1. 研究開始当初の背景

(1) 我が国における議論状況

我が国では、従来、憲法学の観点から「信頼保護原則」について検討がなされることは非常に乏しいという状況にあった。この原則は、行政法学における法の一般原則として言及されることが多い。そして、その場合、民法由来の原則が行政法の場面においても妥当するものと説明され、とりわけ、行政機関の言動に対する信頼の保護に焦点が当てられてきた。

こうした研究開始当初、一般にとられていた理解は、次の点に問題を抱えていた。第一に、法一般に妥当する原則としての理解がなされているという点である。公法学に特有の問題関心、すなわち、国家権力に対峙する個人の保護という関心が薄い。第二に、行政機関に対する信頼保護が検討の大部分を占め、憲法上の原則としての立法者に対する信頼保護については、不明瞭さが残っている。

他方で、租税法においては、租税法律主義(憲法 84 条)の一内容としての租税法律不遑及原則と関連して議論が展開されていた。しかし、信頼保護原則それ自体の憲法上の位置づけを問い、立法者に対する要請として、憲法上どのように根拠付けられ、いかなる内容の保護が与えられねばならないかについて探求する包括的な研究はなされていなかった。

(2) 研究代表者の研究状況

研究代表者自身の状況としては、研究開始時点で、財産権の憲法による保障のなされ方についての研究の蓄積があった。それまでは主に、法制度による財産権の内容形成(Ausgestaltung)を憲法上の規準によって客観法的に統制するという観点から考察を行っていた。その結果、財産権制度の形成の際の、憲法上の考慮要素の適切な考慮のなされ方(衡量審査)を提示した。しかしながら、制度改正の際に、従来の法制度に基づいて権利を保有している財産権者が存在している場合には、更にその保護も問題となる(現存保障)ところ、その基礎付けに関する考察は、自身の研究の位置づけとして周縁的なものであった。

それゆえ、これまでの憲法による財産権保障に関する自らの研究をベースにして、現存保障を基礎付ける信頼保護原則についての考察を深めることにより、更なる研究の展開を試みることにした。

2. 研究の目的

本研究は、「信頼保護原則」の憲法上の原則としての位置づけを明らかにし、同原則による立法者の統制理論を構築することを目的とするものである。

具体的な目的は以下の通りである。

(1) 信頼保護原則の憲法上の基礎付けの検討

信頼はなぜ保護されねばならないのか、信頼保護原則の憲法上の基礎付けについて検討する。とりわけ、法治国家原理、個々の基本権(財産権保障)について取り上げる。

(2) 違憲審査の場面における信頼保護原則のはたらき方の検討

信頼保護が憲法上の基礎付けを有するものであるとすると、それが裁判所による違憲審査の場面においても持ち出されることがありうる。そうした具体的な場面で、どのような信頼がどのような場合にどこまで保護されるのか、その限界が画定されねばならない。それが実際にどのようなこととなるのかを、下記の隣接法分野に関わる判例を素材に検討する。

3. 研究の方法

以下の二つの研究方法を採った。

(1) ドイツ法との比較法的研究

まず、ドイツ法との比較法的研究である。学術書や学術論文を用いた文献研究及びドイツ連邦憲法裁判所の判例研究を中心に行った。また、ドイツを訪問して(コンスタンツ大学、ベルリン＝フンボルト大学) 効率的に調査、文献収集を行うと共に、現地の公法学者と意見交換の機会を設けることができ、最新の問題状況を聞き、議論のポイントをつかむことができた。

ドイツでは、憲法上基礎付けられる信頼保護原則に関する体系書が複数出版されているように、豊富な議論の蓄積がある。また、ドイツでは行政法、租税法、社会保障法など個別法分野で信頼保護を論じる場合にも、憲法から説き起こすというスタイルが主流であり、憲法学の観点を取り入れた議論を容易に参照できた。

さらに、憲法裁判例においては、信頼保護原則が明示的に持ち出され、法律がそれに反するかという問題が違憲か否かの問題として審査されており、数も多い。とりわけ、素材の豊富な租税法に関する判例と社会保障法(特に年金保障)に関する判例を分析対象とした。加えて、研究開始当初には、予定していなかったものの、脱原発政策に関する判例が研究期間中に示され(BVerfG Urteil des Ersten Senats vom 6. Dez. 2016)、信頼保護原則に関して重要な判示をしていたため、急遽分析対象に加えた。

(2) 隣接法分野との対話

また、隣接法分野の議論状況も積極的に参照するという方法を採用した。信頼保護原則については、従来の我が国の憲法学ではさほど議論がなされてきたわけではないため、他の法分野で積み上げられてきた議論を参照することが不可欠である。

まず、民法学における信義則に関する研究や行政法学における行政上の法の一般原則としての信頼保護に関する研究を先行研究として調査する。それぞれの法分野の意義を見極めつつ、憲法学の観点を入れる意義あるいは憲法学独自の原則を構築する意義を明確にしていくことを試みた。

さらに、信頼保護原則の具体的な適用場面として租税法や社会保障法領域における法解釈、法政策論では実際にどのような点が問題となっているのかを踏まえ、実践的な意義のある研究を目指した。

4. 研究成果

研究成果として以下のような分析・考察結果を得た。この研究成果を執筆し、単著の一部を構成するものとしてまとめた。

(1) 信頼保護原則の法的基礎付け

信頼保護原則を憲法上基礎付けるものとして、法治国家原理や個別の基本権が挙げられる。憲法裁判例の展開の中で、信頼保護原則は遡及効の議論と結びつけて扱われ、真正遡及効、不真正遡及効の二分論が確立された判例理論として示されてきた。前者は、例外的に被侵害者が保護に値する信頼に依拠しえない場合を別として、基本的に許されないのに対し、後者は、例外的に被侵害者の信頼が上回る場合を別として基本的に許されるとされている。

個別の基本権の中でも、本研究は、財産権保障を取り上げて検討の対象とした。まず、信頼保護と財産権保障がどのように結び付くのかを考察した。憲法裁判例の中にも信頼保護原則と財産権保障との密接な関連性があることを示す叙述が見られる。しかしながら、信頼保護が財産権保障と結び付いた場合に、具体的な審査の場面でどのような特別な意義が認められるのかは必ずしも明らかではないという状況にある。信頼保護原則は、財産権の法律による内容形成の憲法適合性を問う際の衡量審査の中に統合されている。内容形成の際には、様々な公益や他の財産権者の利益との調整が必要となるため、その中で信頼保護のみが強度に保護されるわけではない。

どのような場合に信頼保護原則が問題とされるか、判断のポイントが三つ提示されている。立法者が特定の時点についての規定を変更しないであろうという推定を正当化する、法システム内部での具体的な地点(Vertrauenstatbestand)、法秩序への信頼に基づいて準備(Disposition)がなされていたということ、その準備が法変更によって裏切られたということである。

(2) 税に関する判例

遡及効が問題となる場合、財産権保障への言及は見られず、法治国家原理に基礎付けられる信頼保護原則に基づく判断がなされて

いる。憲法裁判は、形式的には上記の真正遡及効、不真正遡及効の二分論を維持しつつも、近年、不真正遡及効についても態度を厳格化させる傾向が、とりわけ税法に関しては見られた。

(3) 年金に関する判例

年金の期待権の場合、憲法裁判の判例では、基本的に信頼保護原則は切り下げに対して実質的にはほとんど役割を果たしていない状況となっている。その理由としては、立法者が特定の時点についての規定を変更しないであろうとの推定がそもそも成り立ちにくいという事情が挙げられる。もっとも、拠出分については特別な信頼保護が認められ、保険料の支払い(固有の寄与)があったというところに、変更に対する憲法上の限界が形成されるという主張がなされている。

(4) 脱原発に関する判例

憲法裁判は、脱原発を加速させる第13次原子力改正法(2011年制定)によって、「2002年に付与された残存許容発電量」、「それに基づく投資」、「2010年に付与された追加の残存許容発電量」、「それに基づく投資」が無価値にされたことについて、それぞれに対する信頼の保護について、憲法上の財産権保障の審査枠組みを用いて判断した。それぞれ結論とそれに至る理由付けを異にしており、興味深いものであった(とが違憲との結論であった)。

(5) 日本における議論

日本においては、近年、財産権は法制度を前提とした権利であり、通常的自由権(防御権)とは異なる特質を有する権利であるということが広く意識されるようになってきた。ただし、既得の権利の制限がなされ、財産権の現存保障が問題となる場合には、通常的自由権と同様の防御権的構成をとり、憲法によるより強い保護が及ぶという立場も有力である。しかしながら、その強い保護を単に予測可能性の確保という観点から基礎付けることには異論の余地がある。既得の権利を遡及法によって消失させられない、あるいは現在有している権利をそのまま保有するという既得の財産権者側の要請がある一方で、社会的状況の変化に合わせて臨機応変に制度を改変していく立法のダイナミズムの側からの要請も存在する。既得の権利の場合には、通常的自由権と同様に考えるという構成よりも、個別の状況に応じて既得の権利が保障されることに対する信頼が保護されるべきであるかということと考えられるような構成の方が適当であるように思われる。

本研究の行ってきたドイツにおける信頼保護原則に関する文献、判例の分析、検討結果に照らしてみると、そうした考慮が可能な構成となっていた。

また、最高裁判所のこれまでの判例もその

審査の実相を見るならば、既得の権利の侵害が問題となる場合にも、財産権を形成する法律の憲法適合性の問題として、当該法律と憲法 29 条 2 項との関係を審査しており、ドイツの判断枠組みと似た構成をとっているとも言える。日本においても、信頼保護原則の観点から判例を読み直す余地は残されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

平良小百合、尚学社、財産権の憲法的保障、2017 年、印刷中

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

平良 小百合 (TAIRA, Sayuri)

山口大学・経済学部・講師

研究者番号：00631508